

総務常任委員会 記録

1 開会日時 平成30年6月21日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第63号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例(案)

議案第64号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

議案第67号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

(継続審査)

平成29年陳情第2号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて

平成29年陳情第4号 みよし運動公園運動広場の人工芝化について

平成29年陳情第5-1号 河内地域のご生活環境等の改善を求めることについて

4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,
伊藤芳則, 藤井憲一郎

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総務部】落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長, 甲斐危機管理課長, 白附危機管理係長

【地域振興部】瀧奥地域振興部長, 秋山地域振興課長, 田村支所長

【政策部】中村政策部長, 松原文化と学びの課長, 田村地域づくり係長, 山西観光交流係長,
倉川三次地区拠点施設開設準備担当係長

7 議 事

○杉原委員長 それでは、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。全員出席でありますので、委員会は成立しております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

本日は、先日、5月15日の臨時会で委員会改選があり、私、杉原利明を委員長に選任いただきました。先日の委員会に欠席しましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先日は欠席をいたしまして、失礼をいたしました。改めて選任いただきました重みをかみしめ、もとより浅学非才の身ではございますが、三次市の課題を多くこの総務常任委員会ですら所管しているというふうに思っておりますので、皆様の御協力をいただきながら、チーム三次市議会として、みんなで課題解決に向けた議論等をしていきたいと思っておりますので、任期終了まで、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

続いて、本日の審査日程について申し上げます。タブレットのほうの総務常任委員会のフォルダの中に、真ん中より下から2段目の①総務常任委員会次第というのが、今日、データを入れており

ますので、その次第のとおり行っていききたいと思います。議案は3件、それぞれ質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。その後、本日、他の特別委員会等でも皆さんもうお話しいただいとしたいと思いますけれども、年間行動計画と行政視察計画というのを今年度からつくるようになりましたので、その協議も行うよう予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、弁当は用意しておりませんので、円滑な進行に御協力をよろしく願いいたします。

それでは、議案審査に入りますので、最初は総務部が所管する議案第64号ということで、総務部に入ってください。

(執行部入室)

○杉原委員長 議案第64号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)をこれから議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 着座して失礼いたします。

それでは、議案第64号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

内容は、補償基礎額のうち、いわゆる扶養親族に係る加算額の改正でありまして、扶養親族加算額のうち、配偶者の金額を433円から217円へ、子の金額を217円から333円に改正するものであります。

以上でございますけれども、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 もう一回、わかりやすく、第5条中の第3項の中の433円を217円に、217円を333円に改める、これはどういう現象になるんですか。今言われたように、消防団員の公務災害のみですか。もうちょっとわかりやすく。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 消防団員ということで、これには、消防団員が公務災害に遭って、その補償として遺族に支払われる基礎額の変更ということで、現在、第5条第3項というのは、配偶者の方に支払われるのが433円の加算になっておりますけれども、この加算部分を217円に変更するというものと、子の場合は217円になっているのを333円に加算額を変更するというような中身の変更でございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 だから、補償額を下げるといことになるんですか。要するに配偶者等への補償、生

命に関する事故が起きた場合ということに限られるんでしょうけど、433円を217円に下げることですか。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 配偶者の場合は433円から217円に下がります。子供の場合は217円から333円に上がると。だから、両方があるということになります。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 非常勤とはいえ、消防団という位置にあつて、市民の安心と財産を守るということを第一に活動されて、その方が事故に遭われて、もし、最悪命というものがなくなった場合に、配偶者に対する補償を減すというのは、それはどうも理解できんのですけども、それは国からの指示ですか。それは、三次市として条例を単独で改正するというのは無理であるような気がするんですけども、いずれにしても、三次市民のために働いていただいた消防団の方の、子が上がるというのは、それはよしとしても、配偶者に対する補償というものが下がるというのは、どうも理解ができません。そこらの物の考え方を教えてください。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 今回の改正の趣旨ですけれども、いわゆる国のほうの制度が、先ほど申し上げました、非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準というのが改正されました。この改正を受けて、本市で制定するこの条例を改正しようとするものでありまして、基本的には、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたということで、扶養手当の支給額が段階的に改正されるということで、段階的に改正されることに伴って、これをもとに定めているのがこの損害補償額になります。ですから、その給与定関係の法律が変わったということで、この損害補償算定の金額も、その基礎額も自動的に変わってくると、加算額が変わってくるという形になって、法政令そのものが改正されてきて、今回の市の条例も改正をさせていただきたいというものでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 国から言ってきたからしょうがなしではなしに、先ほどから言いよるように、正規職員の給与形態が変わったにしても、非常勤消防団員というのは、年間ボランティアみたいなものですから、あんたの給料が上がったから、下がったから、ここをこういうふうにしますよという議論ならわかりますけども、ほかの正規の人の給料が上がったから、あんたら、補償は下げるよというのでは、どうも合点がいかないんですが。それは、幾ら国が言おうが、どっかが言おうがですよ。我々、三次という山の中に住んでおる者としては、消防団が活躍してくれる、その位置というのは大変大きなものがあるから。災害時、火災時、人命の救助の問題、さまざまなきにおいて、消防団というのはあらゆる形で活躍する。じゃけえ、その補償を、国が言いましたから、制度改正ですからというのはどうも理解できないです。例えば総務部長、あなたが非常勤の消防団員とする。火事で緊急出動して、その火災に巻き込まれて命を落としたとする。そうすると、残された奥さんというのは路頭に迷いよんですから。その方に対して、補償を減しますよというのが理にかのうとるかどうかということを知っておるんです。いかがでしょうか。

○杉原委員長 甲斐危機管理課長。

○甲斐危機管理課長 三次市消防団員等公務災害補償条例なんですけども、ここで定めておる金額というのが、政令に定めておる金額を採用しとるということで、433円とか217円とかいう金額が、その根拠というたらその政令から来とるんです。その政令の一部が改正されたということで、委員がおっしゃることはようわかるんですけども、政令が変わったけれども、うちの条例は変えないよと言うたときに、その金額の根拠は何なんですかと言われたときに、政令を受けてこの条例を制定していますからということにしておるので、上の政令が変わったら、申しわけないですけど、変えざるを得ないという。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 だから、法的根拠としては、今、管理課長が言われることだろうと思います。私も、こうやって行政にかかわらせてもらって、そこの難しさというのは痛感しております。だけど、もうちいと、申しわけないぐらいの気持ちで、それを減らしとるとか、わしはあってもいいと思う。これを、こういう部屋の中でこれだけの人数で話をしとるけど、出初め式のときに、「あんたらの事故のときには、奥さんの補償が今度は下がりますけれども」と、もし言うてみんさい、どがなことになるか。そしたら、もうちいと、「済まないな、みんな、一生懸命頑張ってくれとるのに」「でも、私たちの職務上しょうがないよ」という済まなさというものを持つべきじゃないかという。すらすらすらすら、「政令が変わったけえ、条例を変えます」。これは、悔し紛れの私の意見かもわからない。政令というものにがんじがらめになつとるのが行政ですからね。それにしても、私はちょっとひどいやり方だと思う。国が悪いでしまえば、それまでだけど、今度、安倍さんに会うたら言うわ。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ちょっと教えてください。今の三次市消防団員の公務災害補償条例の第5条の内容をちょっと、どのようになつとるのか教えてもらえますでしょうか。

○杉原委員長 甲斐危機管理課長。

○甲斐危機管理課長 消防団員が死亡もしくは負傷した場合において、長くずっと書いてあるんですが、要約をすると、消防作業において消防団員が死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日から補償するという、消防作業中に負傷もしくは死亡した場合にその補償をするということですが、扶養親族に対して。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 補償するのはわかるんですよ。ただ、433円を217円に今回改めるわけなんですけど、それは月に217円とかいう、何らかのベースがあった中での金額になるのか。なくなったら、たった217円だけの補償金とかどうか、ちょっとそこらが。

○杉原委員長 白附危機管理係長。

○白附危機管理係長 遺族補償年金の計算の仕方なんですけど、それぞれ、もともと遺族補償の基本額というのがあります。その基礎額というのが、団員さんの経験年数、勤務年数によって違ってくるということになります。なので、ちょっと今はその表を持ち合わせてはないんですけど、年数によ

って金額が多かったり少なかったりする。それプラス、今回出しています配偶者の加算と扶養の加算があります。配偶者はもちろんお一人ですので、配偶者は掛ける1なんですけど、扶養については、そのときの子供さんの年齢、あるいは人数によって、加算額掛ける人数で計算をするということになってございます。その3つを足したものに給付率というものを掛けて計算をしていくということになるんですが、計算自体がそうやって全体のものを出していくんですが、これを1年間で6期に分けて、2カ月に1回、遺族の方にお支払いするという形になっています。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 先ほど大森委員が質問なされたことで大分わかったんですけども、第1号者を下げ、第2号から5号者を上げますよね、今回。政令がどうこうというのはわかるんです。その根拠、何でそういうふう、1号は下げ、2号から5号が上がったのかなという、そのもとのこの、国からの改正だけではなくて、なぜこうなったのか。

○大森委員 要するに国が出費を抑えたいだけや。

○岡田委員 でも、2号者から5号者は上げとる。今までの推移みたいなのはどうですか。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 先ほど申し上げたんですが、理由としては、一般職の給与に関する法律が変わったということで、扶養手当の支給額が段階的に変更されるということで、これも影響を、この政令に基づいて変更になるということで、ここで決められているのは、政令においては、1号から6号というのがありまして、それは配偶者、あとは全部子なんです。子の場合には2号から6号、1号が配偶者で、2号から6号というのは、例えば年齢で分けていまして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子とか、そういう段階的に分けていって、あとは、すいません、2号、3号が子ですね。4号が60歳以上の父母及び祖父母という号です。それと、5号については姉弟というか、兄弟に関する規定、そして、6号については重度心身障害者に関する規定ということで、これの中の配偶者部分と子に関する部分の規定が変更になったと、あとの父母であるとか、姉妹であるとか、重度心身障害者の分については、これは、今まで217円であったんですけども、これは金額は変わってないです。217円のままなので、川った分だけ今回提示をさせていただいて、改正をさせていただくということになります。ですから、あくまでも1号と2号が変更になりますので、3号から6号については変更がないということで、1号、2号のみの改正ということになります。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 それはよくわかったんです。なかなか2号、3号は手厚くなったという、手厚くと言うとおかしいけど、というふうに捉えても、1号よりも、今まで1号のほうが加算額が多かったんですよ。それを逆にしちゃった。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 1号が配偶者なので、それが下がった。2号は子なので、子の場合には上がったということです。あとは変わらないと。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 それはどうしてかなという。でも、決まったものは決まったものと伺いますね。

○杉原委員長 先ほど言いよつての、例えば正規職員の政令が変わったのに合わせると言いよつたじゃないですか。正規職員は、扶養手当とかが、奥さんに関するものとかに変更があったということですよね。扶養家族に対する手当、正職員のに合わせていきよるとというのは、正職員の給与表の何に合わせていきよつたんですか。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 扶養手当です。扶養手当の支給額が変更されたと。

○杉原委員長 正職員のが変わっていて、こっちでいうと、死亡等の補償額をそこに合わせていきよるということですか。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 合わせていきよるということで、扶養手当の部分で変わったのが、配偶者に係る手当と子に係る手当が変更されたので、その部分を消防団員のほうに。

○杉原委員長 補償で、ここで合わせていきよるとい感じですか。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 ということですが、はい。

○杉原委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ついでで、もう一度聞いてみたいんですが、あっちゃいけんのですが、もし消防団員の方が亡くなられたという場合に、実際問題、幾ら出るんですか。例えば勤続10年の方で、その部分が何ぼに変わるのかというのが、実際問題のところだと、これ、基礎額じゃろうけ、計算の仕方よくわからんけど、ちょっと聞きたいです。例えば10年勤めて、扶養家族が奥さんが1人というような方であった場合、どのくらいの。

○杉原委員長 白附危機管理係長。

○白附危機管理係長 今、詳しい年数のデータは持ってないんですが、10年、先ほど言いました基礎額というのが9,700円になります。9,700円足す、今回の配偶者の加算、あるいは子の加算掛ける扶養の人数ということになりますので、扶養の人数で若干変わってくるんですが、その金額であれば200万円ぐらいの計算ということになると思います。

○杉原委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それは何回かに、2カ月に1回ずつ入るとい金額、最終的に200万円ぐらいしかないんですか。わかりました。

○杉原委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかに質疑がないですので、以上で議案第64号に対する質疑を終結いたします。

総務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 続いて、地域振興部が所管する議案の審査を行います。議案第67号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 おはようございます。それでは、議案第67号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、御説明をさせていただきます。

○杉原委員長 着座どうぞ。

○瀧奥地域振興部長 ここから着座で失礼いたします。

三次市吉舎川之内コミュニティ集会所、同じく辻ハ組コミュニティ集会所及び辻チノ上組コミュニティ集会所の3施設につきまして、地元から譲渡の要望も受けたこともあり、普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

簡単ですが、以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御協議くださいますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

大森委員。

○大森委員 上から、敷地と吉舎川之内と辻ハ、建築年数はどれくらいですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 建築年数ですけど、まず、吉舎川之内集会所につきましては平成4年が建築年でございます。それから、辻ハ組コミュニティ集会所、これも同じく平成4年の建築でございます。それから、辻チノ上組コミュニティ集会所、これは平成13年でございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 これ、地元からの要望があったということですけども、それは、あっちのほう、講中というか常会というか、そこらでまとめられて話を持ってこられたんですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 地域集会所の譲渡ということにつきましては、公共施設等総合管理計画においても、地元、一部の個人とか団体の方が使用している施設については譲渡を進めるという考え方で、それを地元へ、それぞれ集会所の管理をしている方々に説明して、修繕が必要なところがあれば修繕もしながら、要望をいただいたということでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 各地域において集会所というのは大変大きな意味を持つし、重要な役割を持ってきていますね。今聞いた2カ所は26年の経過、もう一つは17年の経過ですから、ということになると、地元で、「ええよ、わしらが面倒見るけえ」と言われたのか、いやいやそうじゃないよ、今、さっき課長がおっしゃられたように、市として、もう民に移すんだと、官では世話しませんよと言うて、半ば強制的に、説得したと言えれば聞こえがいいけど、おどしたというか、そういう議論があっては絶対ならんと思うんですよね。この間、委員長も一般質問で言われたけども、基本的には地元との意思の疎通、地元が了解して、「行政に任せるのも心苦しいけえ、わしらで面倒見るや」と言われるのか、私が経験した中では、ほとんどが地元は行政に世話してもらいたい、何でかというたら、各地域でも少子高齢化で年寄りばかりですから、そこらを掃除するのはようやっている。例えば雨漏りがした、水道がめげた、配管が詰まった、そしたら、その世話をする者がおらん。

そうすると、どうしても行政へすがるしかない。じゃけえ、そこのギャップを埋めるための議論と
いうか、説明がなされた上での譲渡なのか、そこらを1つ、聞かせてください。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 集会所の譲渡に当たっては、やはり地元との協議を、強制的ではなくて、や
はり意見も聞きながら意思疎通を図って、譲渡というのを納得していただいたものというふうに思
っております。それから、譲渡後につきましては、例えば建物の修繕が必要となった場合には、今
の地域集会施設等整備の補助事業というのも備えております。それから、集会所を廃止されたとき
に解体する費用、それについてもその補助事業の対象になっておりますので、それらも説明しなが
ら、地元にしっかり理解をしていただいて、要望いただいたものというふうに思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 決して行政の側を疑っとるわけじゃないけど、この間、学校問題にしても、集会所に
しても、地域のコミュニティーというのをどんどんどんどん下げてる。要するに、人が集まると
ころをどんどんどんどんなくしておる。それに何の違和感も感じてないような動きがある。時に見
れると思うんですよ。じゃけえ、そういうことがないように、私としては意見を述べたいと思う
んですよ。先ほど言うたように、地域にとっては大事な施設ですから、言われるように、いろん
な補助事業があって、いや、そうは言ってもまだまだ手を放すわけじゃないですよと言いながら
も、完全に手を放していくわけで、そこらのところもやっぱり理解してほしいなと思います。

○杉原委員長 意見でございますね。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと関連して質問ですが、地域振興の管轄の集会所というのは、これであと2つ
が残るということになるのかということと、もう一つは、ちょっと要望みたいになるんですが、地
元へ受けた場合、後、管理とかする場合、補助金制度というのが今ありますが、この前聞きに行っ
たら、もう今年はありませんと、額が少ないので、そこらをもうちょっと充実していかんと、地元
で管理できん、改修せないけんという集会所をあっちこっちから聞いとるので、そこら辺も含めて
ぜひとも検討していただきたいということを要望しておきます。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 今回出させていただいている条例案は、削除する前後の集会所しか載ってご
ざいませぬ。現在、集会所設置条例は43施設ございまして、今回、そのうち3施設を条例から削除
するというございませぬ。ですから、今回、これが御可決いただけますと、残りが、地域振興
課が所管する条例上の集会施設は40施設ということになります。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 先ほど言っていたように、集会所の、後、管理上で、修繕の補助金と
かを御紹介させていただいていますが、予算の枠があるので、今年度はもうありませんとか、大変
失礼なことを申し上げますけれども、その中では、補正対応ということもないわけでは、確
定はしてありませんけれども、協議の材料には当然していくべきことでありましょし、今の制度が
本当に、今、2分の1という補助率でやらせていただいておりますが、そういうところも含めて、

皆さんの御意見をいただきながら、改善すべきところは改善して、先ほどの御意見ではございませんが、手を放したら何もというようなことにならないようにという考えは持っております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 僕も実は、今、地元の集会所の譲渡の交渉をさせていただきとるところがありまして、ちょっと参考にしたい部分もあるので、聞かせていただいておりますけど、修繕してほしいという要望がある程度地域から出ると思うんですけど、この物件に対してどういう要望が出たかもしわかっておれば教えてほしいことと、あと、一番僕らが面倒くさいというか、あ、そういうのがあるんだなと思ったのが、火災保険であるとか、そういったのに新たに、今度、持ち主が変わるわけです、管理者が変わるわけですから、入り直すんですけど、そういうときに、例えば、今まで市として何らかの保険に入られとったんかどうか、あれですけど、そういった地域の負担にならないような、こういう案内をすとか、そういうことをされているかどうか、そうすることによって、どんどん譲渡が進んで、スマートな形で持っていくというふうなことも考えられるので、そういった、ただ、地域で守りをしてくれというやり方でなくて、そういったケアという、そういうことをどこまでされとるかというのをちょっとお聞きしときたいなど。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 集会所の修繕の考え方ですけども、基本は現状のまま譲渡することを基本といたしますけども、やはり建物で主要な構造部とか、集会機能が失われそうな部分については修繕を行わせていただくということで、今回、吉舎3施設を譲渡する中で、一例としては、玄関周りが地盤沈下をしているとか、床が傷んでいるとか、トイレの水洗化とか、そういった修繕を行わせていただいて、基本的な機能を向上するような修繕はできないということも説明をさせていただく中で、地元と協議をしながら進めております。

それから、火災保険についても、市の施設は市で加入をしておりますけども、今回、地元譲渡する中では、これも地元で御負担いただくように説明をしながら、それは御理解の上で譲渡を進めているということになります。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 修繕の分を聞いたのは、実は、うちの集会所も地域で守りをしようという話になった矢先に、雨上がりに屋根が落ちたんです、ぼてっとね。その修繕は、ちょうどまだ譲渡の前だったので、市にお願いしたんですけど、そういった、外から見たら、新し目に見えても、実際はもう中が腐っとったとか、そういったところもあるので、しっかりそういう診断といいますか、そういうのも必要になるというか、そうした上で譲渡してあげるような配慮、そういうのをさせていただければなというふうに思います。これは意見としてお願いいたします。

○杉原委員長 ほかに。

澤井委員。

○澤井委員 この議案については理解はできます。今の、普通財産にして譲渡ということはわかるんですが、40施設が本部に残るといってございまして、これも、これからの施設管理計画に基づいて、そういうふうな普通財産で、その後、譲渡をするという計画があるのかどうかということ

が聞きたいのと、それと、今の、ちなみに、辻ハ組コミュニティ集会所になると思うんですが、この3つ挙がとる集会所の利用される戸数、どのような地域の戸数の方が利用されておるのかというところもちょっと教えてください。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 残りの地域の集会施設についても、今、こういった考え方で譲渡を進めていくというのは、全ての地域において説明はいたしております。今後、地元の御理解をいただいたところから、同じように進めてまいりたいというように思っております。

それから、今回、条例から削除する施設、集会所の利用人数、利用戸数でございますけども、川之内コミュニティ集会所が20戸、辻ハ組コミュニティ集会所が11戸、辻チノ上組コミュニティ集会所が7戸というふうに聞いております。

○杉原委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 今、修繕の部分で、建屋だけではなくて敷地内の、例えば今回被害の出ましたブロックがあったりとか、そういうところの点検と修繕とかいうのも含まれるわけですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 基本的には集会施設の建物だけというのは、これまで基本にいたしておりますけども、今回、大阪での地震等も踏まえて、例えば危険なコンクリート塀があったりした場合は、検討はしていかなくちゃいけないのかなということで、ただ、対象にするかどうかというのは、また今後の検討課題というふうに思っております。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 県知事のほうでも、今回、やはり点検というところを全県行うということでしたから、できましたら、やはり危険物に対しては積極的にかかわって、予算面も含めて、しっかりと対応していただくことを要望しておきます。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 今回の条例から廃止する物件については、ブロック塀等はございませんでした。それから、コミュニティセンター等指定管理施設、これについては、昨日から今日にかけてブロック塀の有無とか、そういったものがあれば、構造とかいうのを今日中に調査して、まとめるようにいたしております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないですので、以上で議案第67号に対する質疑を終結いたします。

地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、続いて、政策部が所管する議案の審査を行います。議案第63号、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、議案第63号、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）について御説明をいたします。

この条例でございますけれども、第1条の設置でございますとおり、三次地区の歴史、文化、芸術等を生かして、本市の観光・交流人口の拡大、観光消費額の増加を図るとともに、三次地区の歴史、伝統及び文化に学び、継承する取組を通じて、郷土への誇りの醸成と交流による創造的な活動の活性化を図るため設置をいたします三次地区拠点施設の設置及び管理に関する規定を定めるものでございます。

施設の名称でございますけれども、第2条でございますとおり、博物館部分につきましては、これまで仮称としておりましたけれども、また、寄附の条件にもございます湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）、以下、博物館という形で説明をさせていただきますけれども、これまで交流棟と称しておりました施設を三次地区文化・観光まちづくり交流館、以下、交流館として説明をさせていただきます、としてございます。

続きまして、第3条第1項に博物館の事業といたしまして、妖怪に関する資料の収集、展示や、調査研究等、規定をさせていただきます。

また、次のページになりますけれども、第2項は、交流館の事業といたしましては、歴史、文化、自然を生かしたまちづくりの推進や地域情報、観光情報の発信及び来館者等へのサービス提供等を規定させていただきます。

次に、第4条になりまして、交流館については、指定管理者による管理を行うこととしてございます。また、博物館につきましては、直営といたしまして、第5条に、館長その他必要な職員を置くことを規定させていただきます。

なお、博物館の体制といたしまして、現在検討中の案でございますけれども、別添資料として、本日提供をさせていただいております。

○杉原委員長 タブレットのほう、総務常任委員会の中に、3番目に、初日の議案質問がありました、職員体制案というA4、1枚物が総務常任委員会のフォルダの中に入っておりますので、確認しながら見てください。

○中村政策部長 そちらのほうを見ていただきたいと思います。現在、職員体制の案として検討しているものでございます。まず、館の運営を統括する館長を非常勤として配置する予定としてございます。また、副館長兼事務局長といたしまして、館長の補佐、館運営の総括及び各種事務の統括を行う職員を常勤として配置する予定としてございます。学芸業務を担います職員といたしまして2名を配置する予定としてございます。具体的な庶務事務ですとか施設の管理事務、広報、営業事務等を担当する職員を常勤として1名配置する予定としてございます。また、博物館の受け付けや案内業務やミュージアムショップ対応、また現地監視等を担当する職員を配置することとしてございますが、当該業務につきましては、平日や休日によりまして来館者数も増減することから、業務量に応じて必要人員を確保することとしてございます。また、当該業務の補助といたしましては、ボランティアスタッフの募集も行う予定としてございます。表の枠外にちょっと記載させていただ

いておりますけれども、展示企画への助言や広報等のために、非常勤のアドバイザーのような形、いわゆる名誉館長的な方の設置につきましても、現在検討しているところでございます。

なお、この体制案につきましても、あくまで今、現時点での検討案でございまして、今後、市の組織、それから機構、また職員配置によりまして、また、企画の実施等、業務の実施方法によりまして、変更する可能性があることを御理解いただきたいと思います。

では、議案のほうに戻っていただきたいと思います。

施設の開館時間及び休館日でございますけれども、第6条及び第7条のとおり、博物館、交流館とも、開館時間を午前9時半から午後5時までとしてございます。なお、交流館の施設を貸し出しする場合の利用時間につきましては、午前7時から午後10時までとしてございます。休館日でございますけれども、第8条及び第9条のとおり、毎週水曜日及び年末年始としてございます。

なお、これらの開館時間及び休館日等につきましては、必要に応じて変更することができる旨、規定をしてございます。

次に、博物館の入館料でございますけれども、第10条になりますけれども、これまで収支計画でもお示しをしておりました額を上限といたしまして、第10条、具体には別表第1になりますけれども、別表第1のとおり規定をしてございます。

なお、特別な展示、他の館から資料等をお借りしてきて、特別の展示など、企画展示を行う場合の入館料といたしまして、上限1,000円の範囲内で定めることとしてございます。

また、リピーター客等の獲得の観点から、年間入館料といたしまして、上限3,000円の範囲内で定めることとしてございます。

次に、交流館の利用料金につきましても、これまで収支計画でもお示しをしておりました見込み額の算定方法でございます。三次市行政財産の使用料に関する条例に準じまして算定した額を第11条の別表第2のとおり規定してございます。この額を上限といたしまして、あらかじめ市長の承認を受けた上で、交流館につきましては指定管理者が管理をするようにしておりますので、指定管理者が利用料金を定めるとともに、その収入につきましては、指定管理者の収入とすることとしてございます。

少し飛びまして、次に第21条でございます。指定管理者が行う業務内容を規定してございます。交流館の実施事業のほか、施設の利用許可及び利用料金に関する業務、また、施設管理に関する業務等を指定管理者が行うこととしてございます。

次に、第22条、指定管理の期間でございますけれども、指定管理の期間は6年間としておりますけれども、最初の指定管理期間につきましては、他の指定管理施設の期限と合わせまして平成35年度末までといたしまして、こちらにつきまして、附則の6項に規定をさせていただいてございます。

以上が三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）の概要でございます。政策部に係る議案説明につきましては以上でございます。よろしく御審査のほど、よろしくお願いたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

大森委員。

○大森委員 今後、指定管理がどういうふうに進んでいくのか、また、館の職員体制の中で、トッ

プたる館長、また実務のこの事務局長等がどういうふうな考え方を持っておるかというのが、私は今一番不安な部分だと思うんです。ほんで、これを、わしも毎回議会で言いよることではあるんですけども、中村政策部長自身がこのもののけのミュージアム、いわゆる記念館をどういうふうにつけておられるのかというのが、それが次の、さっき言うた、これを実質推進するたくさんの方々に影響するから、どういうふうにお考えでしょうか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 まず、指定管理の進め方でございますけども、今回、予算の議案といたしまして、債務負担行為の予算を要求させていただいております。今回、設置管理条例のほうを御議決いただきましたら、指定管理者の選定事務に入るようにしてございます。これまでも全員協議会等で御説明をさせていただいておりますけども、交流館の管理につきましては、昨年12月に設立をいたしました三次観光まちづくり機構を予定してございまして、非公募により選定事務を進める予定としてございます。予定としましては、9月の定例市議会におきまして、指定管理者の選定の議案のほうを提出させていただきまして、御審議いただきたいというふうに思っております。

職員体制につきましては、先ほども言いましたように、館長につきましては非常勤という形にしておられますけども、館の基本的な運営とかをつかさどる者になりますので、しっかりとそうした博物館の企画とかノウハウを有する者を選任したいと思っておりますし、副館長兼事務局長につきましては、館長が非常勤という形になってございますので、実質的に日々の業務につきましては副館長兼事務局長が総括をすることになりますので、そうした博物館といいますか、こうした市の施設の業務にも精通した方を配置できればというふうに思っております。

また、私がどのようにこの博物館事業を捉えているかということにつきましては、まず、三次に日本妖怪博物館ができる意義につきましては、「稲生物怪録」という三次ならではの歴史、伝統、文化によって、だからこそ三次にある施設だと思っておりますし、これに加えまして、湯本豪一さんからの日本有数の妖怪コレクションをいただきまして、これにつきましても全員協議会でも御報告させていただきましてけれども、名古屋での展覧会の開催ですとか、スペインでの展覧会の開催という形で、国内外からも今回の三次の所蔵品というのは高く評価をさせていただいておりますし、注目もいただいておりますので、しっかりとこの所蔵資料を生かして、観光客の方とかにも御利用いただいて、あわせて、今回の事業というのは、博物館だけではなく、周辺の三次町全体のまちづくりとあわせて、文化・観光まちづくりという形で進めることで、博物館単体で来られるんじゃないかと、博物館をきっかけに、三次町の本通りとか、いろいろと周遊をしていただくと、さらには三次町のみならず、市全体への観光の波及というのをめざして取り組んでいる事業でございますので、今回は三次市三次地区拠点施設の設置管理条例でございますけども、まるごと博物館事業として、本通りの小路の整備とか、それと今回、補正予算でも要求をさせていただいております新たな観光コンテンツという形で、もののけカフェというような事業も取り組むようにさせていただいておりますので、こうしたいろいろな事業の相乗効果といいますか、しっかりと取り組むことで、三次町のみならず、市全体の地域の活性化、それと観光消費額の増加といいますか、今回の拠点施設事業のもう一つの、DMOの設立目的でもございます、地域の人が稼げる力を創出というのも大きな目

的にしてございますので、そうしたビジネスのチャンスといいますか、しっかりと地域の方の商業活動も盛んになるような取組というのを取組んでいきたいというふうに思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 私が一番心配をするのは、中村部長の考え方がうまく実務者の側へ伝わるかどうかというところなんです。実務者の方に勘違いしてほしくないのは、もののけミュージアムというものが、もののけだけであってはつくる意味がないですよ。最後のほうに中村部長が触れられたように、三次市の三次町という地区が、のるか反るかの一発勝負、生きるか死ぬかの大勝負をするわけですから、このようなもののけというのは1つの道具なんです。私は、これだけだったら絶対赤字だと思うし、だけど、これを生かしたら三次町が生きてくるんです。だから、そのために、実務者の方々へどういうふうな空気を送り込むか、それには、中村部長のその考え方がとっても大事になるという意味合いで、考え方をお聞かせいただいたんですが、何度も言いますが、ただもののけだけではこの施設は大失敗だし、やる意味がない。これは、同じことが言えるのは、尾関山公園がそうですね。尾関山公園単独で、この間、何十年、行政も地元の人たちも汗を流して、いろいろなことをやってきた。でも、春の桜程度で終わってしまうでしょう。いざ辻村寿三郎が、あれだけ日本内外で名前の売れた人が、一体何人その記念館に来るか。だから、そうじゃなしに、今回導入する「物怪録」が、そこの音頭をとって、辻村であったり、三次の外国人であったり、そういうのも含めて、三次町における観光拠点というか、生活拠点というか、私は、たばこ屋でもええんです。おばあちゃんが守りしてもせんでも、昔の駄菓子屋でもええんです。自分の家だから、家賃が要るわけじゃない。だから、そういう感じで、三次町の皆さんが生かす方向で考えていただけるような施策を、今後このミュージアムの連中がどがにいいにつくる、利用も絵のほうもロゴも、呼び集めりゃいい。だけど、今感じるのは、そこまでの動きになってないような気がする。どうしても、もののけだけの発想になっている。三次を生かす施設としての、まだまだ三次市自体の自覚がないと思うね。そこら辺についてはどうお考えですか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 今回の事業の目的自体を、ちょっと繰り返しになる部分もありますけども、あくまで三次地区の町並みや資源を生かして、三次のまち全体をまちごと、丸ごと、1つの博物館に見立てて、まちの魅力を最大限に深めていって、よそから多くの人にも来ていただいて、なおかつ消費活動とかも取り込んでいくというのが大きな目的で、それを通じて、まちの賑わいを再生して、広域の中での本市の拠点性をさらに高めていこうというのが目的でございますので、今、印象での動きがまだまだ十分じゃないところもあるんじゃないかという御指摘もいただきましたけれども、このまちごとまるごと博物館事業という考え方自体も、三次町のまちづくりを考える会の、先日の一般質問でも瀬崎副市長のほうからも御答弁をさせていただきましたけれども、考える会の発案で、そうしたまち全体を博物館に見立てて、さまざまなことをしていこうということを踏まえての取組でございますし、今現在は、まちづくりを進める会が設立をされまして、その中で5つのプロジェクトが立ち上がっております。これも、先ほどの一般質問でも御答弁をさせていただきましたけれども、比熊山の整備ですとか、まちなかをまちめぐりするスポットの発掘とか整備等にも取り組

んでいただいておりますし、それから、アニメツーリズムに選ばれたことをきっかけに、いろいろそれを使った顔出しパネルのようなものを今、まちづくりを進める会の中でも御検討していただいているというふうに伺っておりますし、そうした地域の取組というのも徐々に広がっていているのではないかとこのように思っておりますし、先ほど言いましたDMO自体も、今回の妖怪のコンテンツ等を商業活動に生かすという形で、ビジネスの説明会のようなものを7月にも開催する予定としてございまして、いろいろキャラクターな展開が、可能性がある妖怪を使ったいろんな商品開発等に、地域の事業者の方等にも御提案といたしますか、一緒になって取り組んでいくことで、しっかりと観光消費額を増やしていきたいということを考えてございます。

また、ちょっと繰り返しになりますが、あくまで拠点の施設に来ていただくだけでなく、いかに三次町に多くの方を呼び込めるかというのが主な目的でございますので、その視点というのは常に意識しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

藤井委員。

○藤井委員 今、人員配置の案がありましたけれど、人件費を教えてくださいのと、あと、交流棟のほうのことなんですけれど、この間、飲食ブースの指定管理者が決まったという話で、松江の御婦人のお名前を聞いて、ちょっと調べが足らんのですが、その方がどういう飲食のお店を出されるのか、ちょっと調べてもわからなかったもので、その辺をお聞かせ願えればと、その2つお願いいたします。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 博物館のほうの職員体制に係る人件費でございますけれども、こちらにつきましては、正規職員、それから市の職員の配置ということでございまして、実際に配置する職員によって額も変わってくる関係もありまして、申しわけないですが、現時点では、人件費の額としては、ちょっと正確な数字をお示しすることができない状況でございます。

また、交流館のほうの飲食の事業者さんでございまして、現在、新聞にも紹介をしていただきましたけれども、全国で4店舗のお店を運営されてございます。三次としては、いわゆる和食の定食屋さん、大手のフランチャイズのお店を運営されておまして、島根県内で2軒、それから山口で1軒、東京都、こちらは、お伺いしているところによりますと、本部のほうからぜひとも東京の店を運営してくれないかということで、東京にも進出をされて、経営をされているというふうにお伺いしております。今、個人の経営ではございますけれども、4店舗を運営されているということで、審査会のほうでもこの運営実績というのは高く評価をされてございます。また、サービスの提供内容でございまして、先ほど言いました4店舗のうち1店舗は、全国の大手フランチャイズのサービス水準を競うコンテストというものがあるらしいんですけども、そのうちのベスト10に入るような店も経営をされているということで、また、今回の出店に当たりましては、三次の製品の活用ですとか、妖怪を生かしたようなメニュー開発にも取り組みたいという御提案でございまして、そうした点も審査会では高く評価をされてございます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 人件費がまだわからんということですが、もう6月、もう7月になりますよ。当初、妖怪博物館という話が出たときに、赤字から話がスタートして、去年あれだけかんかんがくがくして、収支計画を見直して、微々たるものですが黒字にできますという発表があって、そういうのを僕らも地域でしゃべっとるわけですよ。ほんなら、今度また人員配置で、黒字額がどうなるかとか、そういったのを早目にアナウンスして、僕らにも教えてもらわんことには、ものすごい心配なわけですよ。もちろん市民の人もすごい関心があると思うんですが、今日も取材にも来られていますけども、どういう話が出ているのかというのを。そういったことは、とにかく早目に、まだ発表できん部分もあるとは思いますが、そういったことはしっかりと中でもんでください。

あと、先ほど、飲食の質問の中で、和食や大手のチェーン店の店舗名とか、そういうのは言えんわけですか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 補足ではございますが、今、フランチャイズとしては大戸屋さんのフランチャイズを運営されているんですけども、今回の出店はフランチャイズではなくて、あくまで個人としての出店ということですので、大戸屋がそこに店舗されるわけじゃないことはちょっと御理解をいただきたいので。

○杉原委員長 人件費の部分に関しては、当初、昨年とかに出されとつてのから、考えとっちゃったのよりも変わってきとるといことですか、人員配置が。学芸員が2名体制とかいうふうに書いてありますけれども、だけえ、当初出しとっちゃった人件費よりも全然変わってくる感じといことですか。

中村政策部長。

○中村政策部長 博物館の収支計画におきましては、人件費については当初から含めてなくて、基本的な体制については、それほど大きくは変わってございません。ただ、先ほど言いました業務の実施体制で、特に事務の運営補助とか、運営体制のところは、DMOとの連携とか、かなりシフト的なことも整備をしていかないといけないので、直接の人件費という形になるか、委託料という形になるかの整備を検討しているところでございます。

○杉原委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 料金について、出ておる資料の中でお伺いしたいんですけども、年間入館料、1人年間3,000円を設定していらっしゃいます。この3,000円というのは、奥田元宗・小由女美術館で1万円から比べたら非常に安い、もう一つ、辻村寿三郎人形館が3,000円、同額ということで、でも、規模的には博物館のほうが規模も大きいし、もろもろの財産も多いと思うんです。そういう中で、この料金設定が出たといこところの根拠をお伺いしたいのと、それから、もう一点、別表2のほうで、今お話にありました飲食の施設に決定いたしましたけれども、施設の額、飲食提供施設月額30万2,000円、市民感覚で、三次町でこの額がどうなんだろう、ぱっと見、私の感じでは高いなといこところで、地元の事業者さんがこちらのほうに手を挙げられなかった要因として、その辺のところはどうなのだろうかと。その設定があるところの根拠をお伺いしたいのと、入

札に関しまして、地元の事業者さんたちの評判であるとか、思いであるとか、もしそういうところが市のほうに入っていれば、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 まず、年間入館料の積算の考え方でございますけども、1つ、奥田美術館のサポーターメンバー、こちらが個人3,000円となっております、これとか、あと、風土記の丘の友の会、こちらが賛助会員が3,000円となっております、この料金を参考に3,000円という形で設定を今させていただいております。

あと、交流館の飲食の料金水準でございますけども、今、別表2でお示しをさせていただいているのは利用料金ということで、上限の額になってございます。今回、飲食の業者の方の公募をプロポーザルという形で募集いたしましたけども、その際に、この利用料金の設定につきましては、30万2,000円を上限に、その6割、18万円幾らかになりますけども、その範囲内で御提案をいただきたいという形で募集をしてございます。今回、特定いたしました方の提案におきましても、ホームページで点数を公開しておりますけれども、この提案額のところが零点になっていると思っておりますけれども、これは、先ほど言いました6割、最低の価格のところ提案をされた関係で、賃貸料の部分が零点となっております形でございます。

地域の事業者さんということで、説明会でも10割から6割の範囲内での提案をとということを御説明もさせていただきまして、まず、プロポーザルに当たりましては参加申請という形で、プロポーザルに対して提案をする意思があるという方については、市内の方も含めて、募集があったところでございますけれども、最終的には、いろいろな経営状況とか体制等を含めて、途中で辞退をされたという形になってございます。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 3点教えてください。職員体制のところ、一番下のところの米印の部分、運営補助としてボランティアスタッフを、今、キリリとか奥田元宗・小由女美術館でもボランティアやっていますけれども、運営補助、どういうふうな補助としてのボランティアを募集しようと思っていられるのかということ、別表1のところ、入館料ですよね。通常の展示の場合、いろいろと一般とか大学生とか中・小、特別な展示の場合は1人1回1,000円となっておりますが、あれはもう一般から小学生までずっと通しての1,000円になるんですかね。その段階と、3点目は、別表2で、今、飲食提供のを聞かれましたけれども、和食の定食、とても有名なところということなんですけど、やはりどういうふうなメニューを、和食となっておりますけど、やっぱりそこもすごく大切なところだと思うんですけど、そういうふうな、ここじゃないと食べれないというようなものがすごく要ると思うんですけど、目玉の1つとなると思うんです。その辺のお考えも、その事業者さん、どういうふうな思っているのかなというのを教えてください。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 まず、ボランティアスタッフの方の主な業務ですけども、やはり展示の監視等の業務と、あと、展示の監視を行うに当たって、資料の簡単な解説等もお願いをできればというふう

に思っております。あと、ワークショップの運営補助とかいったことについてもお願いできればというふうに思っております。ボランティアの方にそうしたノウハウといいますか、知識等も身につけていただくために、学芸員のところにボランティア組織等との連携、調整等という形で、学芸員が中心となりまして、そうした妖怪にかかわる知識とか背景とかというのもしっかりと話し合うというか、教育というのはちょっとおこがましいですけども、そうした取組もしていきたいというふうに考えてございます。

また、次の料金の別表1の特別展示の際の小学生等の扱いでございますけれども、この1,000円につきましては、あくまで上限料金でございますので、1つには、企画展示の内容によっては特別展示であったり、例えば800円とか900円とかという設定をすることも考えておりますし、各小学生とか中学生の部分につきましても、企画展示の内容等を踏まえて設定をするように考えてございます。

あと、飲食の関係でございますけれども、今回、提案の中で提案者の方が述べられているのも、やはり、先ほどのちょっと繰り返しになる部分もありますけれども、もののけメニューのような開発もされたいということもおっしゃっていただいておりますし、あと、審査委員会の中でちょっと御提案もあったんですけども、開館の前に、いわゆる試食会のようなものを開催してはどうかという御提案を審査会のほうからもいただいておりますし、その旨、それについては応募者の方にもお伝えをして、そうした対応もぜひさせていただきたいという御回答をいただいておりますので、ちょっと時期はもう少し先になるとは思いますが、そうした一押しメニューではないですけども、そうしたメニューを市民の方、どこまでの公開になるかはありますけれども、そうした試食会の開催についても検討をしてみたいというふうに思っております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 ボランティアスタッフ、わかりました。学芸員さんもいらっしゃるんで、もちろんもののけの資料に対して、やっぱりしっかり知っていなきゃ、ある程度は知っていなきゃいけないと思うんですけども、いざとなれば学芸員さんがいらっしゃるんで、その連携だと思うんですけども、あと、やっぱり接遇マナーというか、あれがすごく、やはり監視といえども、私も美術館のボランティアをやっているんですけども、監視といえども、本当に来られる人は見てらっしゃるんです。そこで、その監視ボランティアとか、受付の人もそうですけども、監視ボランティアの人には本当に素人の方になっていただくんですから、その辺もしっかり接遇マナーといいますか、研修していただかないと、三次市の人はこんな感じだというふうに見られてしまうので、ボランティアに対してのいろんな資料の教育とか、いろいろ大切ですけども、接遇マナーといいますか、その辺もしっかり研修していただきたいなと思います。

あと、特別展のもわかりました。それ、年に何回ぐらい、今のところ、やろうとなさっているのかなと、わかれば教えてください。

さっきの飲食店、しっかりと特色あるメニューにしていきたいと要望いたします。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 博物館の展示については、今、内容を精査しているところでございまして、通常

の展示と「稲生物怪録」のコーナー、それと企画展という形で計画しておりますけども、いわゆる通常展示の中の企画展を、今、年に大体4回程度ぐらいの入れかえで計画しておりますので、そうした中で、さらに特別な企画ということで、他館からの借り入れとかを行いまして、やることとなりますので、さほど多くの回数はできないかなと、節目節目で、例えば開館記念とか1周年記念とかというような、周年行事のような形で開催をするようになるのかなというふうには今考えてございます。

○杉原委員長 ほかにも。

澤井委員。

○澤井委員 先ほどの回答で、人件費は、職員体制がまだ決まってないのでわからないということでしたが、職員体制がいつごろにできるのか、それは、いつごろになったら議員なり、この委員会のほうへ提示されるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、第8条の幾つかの休館日ということですが、水曜日と年末年始の12月29日から1月3日というふうには出ておりますが、奥田元宗・小由女美術館、そしてまた辻村寿三郎さんの施設と、そこらあたりの休館日がどのように、同じになっているのかどうか、このところをお聞きしたいというふうに思います。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 人件費の提示につきましては、今現在、検討しているところでございます。1つには、通常、12月の議会で市の組織機構について、条例改正が必要な場合は提示をさせていただいておりますのと、あと、非常勤等の報酬についても、たしか12月の議会で提示をさせていただいているかと思っておりますので、できましたらその時期までには一定の額のお示しをできればというふうには思っておりますけども、検討の状況を踏まえて、議会のほうには提示といたしますか、説明のほうはさせていただきたいと思っております。

あと、休館日につきましては、たしか市の施設については基本水曜日が休館日となっておりますので、ただ、奥田につきましても指定管理者でございますので、毎週休みということにはなっていないかと思っておりますけども、基本は水曜日が休館日になってございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 今、12月議会までには提示しているけど、その都度提示するというところでございますが、できるだけ早く、そこらあたりはやはり情報を言っていて、やっぱり議論なりしていかんといけないというふうに思いますので、よろしく願います。

それと、休みはやはり3施設ともリンクしとかんと、せっかく三次にお客さんが来られた中で、ここへ来たら、せっかくあれを見たかったのに、見に行ったらほうは休みだったというふうにならないように、やはり1つの、一体としての価値ができるのが、やはり誠意というのはしっかりと持っていたきたいというふうに思います。

○杉原委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 交流館についてお尋ねするんですけど、交流館のほうで体験技能室とか地域交流室、ミーティング室というのを、貸し館的な感じで、どなたでも利用できる、市外の方でも、料金

はちょっと変わってくるけど、できるということなんですけど、では、申し込みがないときはあいてしまいますよね。トレッタをつくられるときに、あそこもそういった調理とかいろいろなイベントが企画できる部屋を設けておこうということで、いろんな方が利用されるのもあるけど、定期的なリピーター目当てのそういうイベント、企画が必要じゃないかという話があったと思うんです。今度、指定管理者がそれは企画していくのかもしれませんが、やはり体験技能室、三次で、市外から来られた方が三次ならでは何かそういう体験ができたり、地域交流室はもともと三次町の方がいろいろな交流ができるようにという目的もあったと思うんですけど、こういったところの、定期的に人が寄れる、あそこへ行ったら、いつも何かやっているよというようなものも何か企画できるのかな、される予定があるのかなと思うんですけど、そういう協議は出ていますでしょうか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 体験技能室につきましては、副委員長さんが御指摘されたとおり、この機能については、そうしたワークショップとか、これまで三次町で住民の方に説明会等でも、絵つけ教室の開催とかというのを例示としてお示しさせていただいておりますけども、そうしたいろいろな体験ができるメニューといたしますか、講座等の開催というのは、DMOとも連携して取り組むように予定をしております。また、そうしたイベントがないときは、1つには、やっぱり多くのお客様に来ていただいて、休憩室じゃないですけども、ちょっとした休むところとか、あと、団体のお客様が来られた際に、飲食スペースに、席にも限りがありますので、例えば事前に多くの団体のツアーが来られる場合にはその昼食会場になる形でも、体験技能室については活用するように今考えてございます。

交流ルームのほうにつきましては、こちらも住民の方に地元説明会等でも御説明をさせていただいておりますとおり、地域の方とここを訪れた方の交流の場という形でも考えておまして、中の内装といたしますか、椅子等も少しくつろげるような形のイメージもお示しをさせていただいているところでございます、そうした活動に使っていきたいというふうに考えております。

○杉原委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 あと、広場のほうが、私の記憶が止まってしまっているのかもしれませんが、屋外ステージじゃないけど、屋外でのイベントができるようなものを最初は考えているという案があって、ただ、近隣住民とか、そういったものの配慮、余りうるさいものだとよくないかねとかいうのがありましたけど、あそこの広場の構想はその後どうなっていますか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 広場の、先ほど言いましたステージの整備につきましては、昨年度の建築工事の入札の際に、一度なくなった関係もあって、一旦ステージの整備について保留といたしますか、という形にはなってございますけど、今、全体の工事費の整理とか、先ほどおっしゃられました集客とかイベント開催ということも兼ねて、今、そうした方向性というか、どうするかを検討しているところではございますし、やはり地域の賑わいのためには、そうしたイベントというか、多くのお客様に楽しんでいただけるような催しとかいうのは必要と考えてございますので、今、具体的な対応については検討しているところではございます。

○杉原委員長 ほか。

伊藤委員。

○伊藤委員 イベントだとかでちょっと教えてほしいんですが、私、一般質問で前やっとなんですが、バス停がどうなっていくのかというのを1つお聞かせください。

それと、何人お客さんが来られるかというのは、ちょっと私も想像できませんのですが、かなりの人に来られるという予想も立つんですが、あんまり来んのじゃないかというのも思うたりもするんですが、来られたときに、例えば車で来るということになれば、例えば山陰方面から来れば、ニュータウンから国道375号を抜けてこっちへ来るとか、車で来られるという状況になるし、いろいろあると思うんですが、文化会館があったときでもよくあったのが、コンサートを1回夕方やるということになれば、これは帰れんよという感じでしたね、渋滞して。という問題が実際起こっております。今回、これをされて、また本通りを抜けて人が出入りするという部分があれば、本通りでイベントするとかいえば、下手なこともすれば通行どめとかいうことも考えるかもしれませんけど、そうなったときに、地元の人が交通の抜け道とか、そういうことを、答えは出てこないと思うんですが、重要なところなので、検討して、早急に解決策を出していただくことを望みたいと思います。よろしくをお願いします。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 1点目のバス停の御質問でございますけども、バス停については、博物館の駐車場のところに、今、設けるようにしてございます。具体的な協議を備北交通さんと今しているところでございますけども、私どもが備北交通さんをお願いしているのは、広島からの高速バスは備北交通さんと広電バスさんの共同運行となってございますけども、広電さんについては三次小学校までとなっておりますけども、あれを博物館までに延伸していただくように、備北交通さんを通じて、今、お願いをしているところでございます。あと、博物館のところのバス停の名称については、できれば日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）のようなバス停の名前に変更して、広島から来る高速バスの行き先表示も「三次もののけミュージアム行き」というような形にできないでしょうかというのを、今、備北交通さんを通じて広電さんにもお願いをしているような状況で、もしそういうのが実現すれば、走るバス自体も広告、宣伝の媒体にもなろうかなと思っておりますので、そうした取組というのは進めていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、交通対策につきましても、特にオープン当初というのは相当な混雑も想定をされますので、そうした渋滞対策につきましても、臨時の駐車場とかいうのを確保するというのは重要な検討課題と思っておりますし、駐車場の場所の確保とか、そこからの誘導とかということについてはしっかりと検討していきたいと、私も重要だと思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

○杉原委員長 ほか。

大森委員。

○大森委員 家賃の件ですけど、月額30万2,000円、これがいいのか悪いのか、私にはちょっと今のところわからんですけど、全体の動きとか、そういうものを見て判断されるんでしょうけども、過去、三次が抱えた業者、風土記の丘のレストラン、それから奥田元宗・小由女美術館、ど

れも家賃で蹴つまずいとるんですよね。それを、最初のときに業者との打ち合わせができておったのか、できてなかったのか、わかりませんが、美術館なんか、ちょっとど忘れはしたけど、一流のシェフによる一流の料理を提供すると言うて、レストランなんか出しとる。えらい風船上げて、アドバルーンを上げてやったんじゃけど、何のことはない、ふたをあけてみれば、いきなり電子レンジでチンをして、袋詰めで来よったですね。ほんで、電子レンジでチンはいいんだけど、袋が、回収業者が車へ積むまで外へ一旦置いとったのを、みんな、お客さんが見られた。「何が一流のシェフや」言うて、ひんしゅくを買うたことある。それは何かといたら、家賃を払おうとしたら、どっかこっかで無理がいつとったということなんですわね。途中で家賃を下げたんじゃけど、もうそういう悪評が一旦立ってしまうと、もう取り返しはつかんですわね。スパゲッティだとかも、「電子レンジでチンかえ」みたいな、そういうふうなことになるので、僕が言いましたように、それが妥当な数字なのかどうなのか、私には今よくわかりませんが、そのところもそういうことがないように、事前によく内部でも担当、相手の業者にもよくレクチャーして、妥当な線を持ってもらいたいと思う。これは、過去2回のことによって、その心配があるけえ、意見として。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 今回の飲食事業者さんの御承認をいただきましたら、先ほども言いましたけども、30万円を上限として、提案の範囲は6割からということで、あくまで今回いただいた額自体は事業者さんからの提案額になってございますので、基本的にはその額を守っていただくというのがベースになります。

また、今回、この事業者さんの、先ほどレンジでチンとかということもございましたけれど、今回の事業者さん、今の戸屋さんも実は、いわゆるセントラルキッチンという形ではなくて、店舗に食材が来て、そこで全部調理をされているという、全国チェーンの飲食ではなかなか珍しい形態で、前、テレビのニュースとかでやっていましたけど、例えばひじきも、ひじきなんて本当、作りだめして、温めるだけでもいいような気もしますけども、ひじきも每日一からその店で、各店舗で調理されるというのが戸屋さんの売りというふう聞いてございます。今回の飲食事業者さんも、そうしたノウハウも活用しながら、セントラルキッチンの方式ではなく、素材を仕入れて店舗で料理をするということを提案されておりますし、また、経営の工夫として、直接このお店で食べられるお客様だけを対象にするのではなくて、例えば働く女性の方がなかなか帰って調理ができないときもあったりするので、そうした場合の料理、中食的な、ケータリングというか、そうした事業についても取り組みたいということもおっしゃられておまして、そうした経営面の工夫とかいうのも考えておられまして、そういった点も評価をさせていただきます。

○杉原委員長 ほかに。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 交流館は夜10時まで貸し出し、今の飲食店さんは、例えばモーニングとか、お茶だけとか、ランチ、ディナーまでおやりになるような計画なんですか。営業時間は。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 基本的には、募集に当たっては7時から22時までの範囲内ということで、簡

単な朝食とか、夜も居酒屋の形にはしたくないとおっしゃられていましたので、定食の中でいったら、アルコール類のメニューも提供しますというような形で、10時までとは、今後詰めていくようになると思いますけども、一定の夜の営業も検討はしていただいております。

○鈴木副委員長 安心しました。

○杉原委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、以上で議案第63号に対する質疑を終結いたします。
政策部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 それでは、議案の審査が終わりまして、討論、採決、採択のほうへ移ってまいりたいと思います。

では、まず、議案第63号から順に行ってまいります。

議案第63号について、討論ある方の討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第64号について、討論を行います。

討論ある方の討論を願います。

大森委員。

○大森委員 これは、最初に言ったように、三次市民の安心と安全を日常消防団活動によって守っておられる皆さんの公務災害に関する条例でありますから、しかも、それは、公務災害補償を落とすということになるわけですから、あつてはならないことだというふうに考えます。

したがって、議案第64号については、私は反対の立場を表明したいと思います。

○杉原委員長 ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかに討論なしということで、ただいま反対討論がありましたので、議案第64号に関しましては、本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉原委員長 賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号について、討論を行います。

討論ある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、委員長報告に記載したほうがよい意見、要望について、議案第63号、64号、67号に対しまして、全て受け付けたいと思います。ただいま反対討論がありました議案64号については、先ほどの反対討論の趣旨を鑑みて、意見はつけたいと思います。

ほかに。

大森委員。

○大森委員 議案第67号、地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について、意見をお願いしたいと思います。

地域にいわゆる集会所を返すというか、これは委託でもないし、ということになれば、もし避けて通れないことならば、十分に施設の整備をし、地域住民に不安を持たせないようにしっかりと取り組んでほしいと、整備をして渡してほしいということですね。うちなんかでも、もう2階の雨どいが雪で垂れているんです。直そうと思ったら、二十何万円かかる、足場が。ところが、それだけの金を持ってないでしょう。もうそのままやねん。制度があると言うけど、2分の1やから、あれ。結局は錢が要る。詐欺みたいな話ということで。

○杉原委員長 確認しますね。ポイントは、集会施設を普通財産に落として、地域に管理をさせる場合は、まず十分に説明をし、地域住民に不安を持たせることがないように、検査や整備をしっかりとしてから渡してほしいというような感じですね。

ほかに。

伊藤委員。

○伊藤委員 それに追加して、もろうた後のさっきの補助金、額が、補正はすると言うけども、後回し後回しになっていきよところがどうもあるみたいで。

○杉原委員長 補助金がすぐなくなると。

○伊藤委員 増額も求めてほしいと私は思うんですけど。「もう今年のはないですけえ」と言われるのは。

○杉原委員長 増額や補正対応を素早くしてほしいというようなことね。

○伊藤委員 あくまでも、集会所によっては避難所になったりということも含めてあるわけですから、ぜひとも地域の皆様を守る立場から、お願いします。

○杉原委員長 了解です。

ほかに意見ございますか。

藤井委員。

○藤井委員 議案第63号でさまざまな意見が出たと思う、これは委員長、副委員長で意見をまとめていただいても結構ですけど、特に人件費の部分、しっかりと。

○杉原委員長 人件費と配置の詳細をね。

○藤井委員 人員配置と人件費の計画で、あわせて収支計画も含めて。

○杉原委員長 人件費、人員配置の詳細を早急に固めて。

○藤井委員 そのほかにもいろんな人から出た意見を。

○杉原委員長 収支計画とかも詳細を発表せえ、公表せえということですね。

○藤井委員 お願いします。

○杉原委員長 あとは、企画展と中身もしっかり早急に企画して、発表して、広告せにやならんですけえね。早目早目にもう。了解。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、本委員会の報告書の作成等につきましては、これよりは正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしを認めさせていただいて、今出た意見を中心に委員長報告を作成させていただきます。

以上で議案の審査は終了といたします。

続いて、次第のほうを見ていただくと、継続案件ということで、その他審査というのを2番につけておりますけれども、前総務常任委員から3件の陳情審査が継続案件となっております。これら陳情の審査につきましては、既に前委員会の中で終了しておるんですけども、その後、委員の任期満了に伴う改選がありましたので、改めて、それぞれこの3つの陳情案件について審査をしていきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、そのように決定をいたしまして、今日、これより陳情案件について説明、審査等をしていきたいというふうに思います。

一旦休憩しましょう。再開を午後1時とさせていただきます。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○杉原委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、総務常任委員会を再開いたします。

午前の終わりにお話ししておりました継続審査案件3件でございますけれども、まず、陳情第2号につきまして、その経緯や経過をちょっと説明させていただきます。

陳情第2号、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情ということで、平成29年6月定例会で総務常任委員会に審査付託となった陳情でございます。そのとき、提出者と執行部を呼んで、いろいろ審査をしたんですけども、執行部に避難訓練の考えはないと、全市を挙げての避難訓練をするつもりはないが、日常的な啓発活動や、ほかの自治会等で、消防、防災活動とかをしてのときに一緒に啓発活動をする、各自治会が防災訓練とかするとき、一緒に啓発をさせてもらっとるといようなこと、そして、1から6まであるんですが、主なものが、国の取り組むべきことで市が行うものがほとんどないというような執行部からの説明がありました。審査の中では、

確かに当時、緊張が高まるとるといようなことも、意見もありましたし、主体的な訓練を福山市等、取り組んだりもしよるといような事例もあったり、今言ったように、国の進める内容がほとんどじゃないとか、一政党の要望に応ずるのはいかがかなど、採択、不採択、さまざまありまして、結局継続案件となったという状況でございますけれども、現在、改めて危機管理課のほうに現在の状況を聞きましたけれども、その後もJアラートの全国一斉訓練の実施や音声告知、防災メールなど、音声告知と周知をずっと8月、11月、2月、5月と、陳情以降も取り組んできた、継続的に啓発に取り組んで、出前講座とか、自主防災組織へチラシを配布したり、消防訓練にあわせて、今も啓発などを行っているのが執行部としての状況であるということなんですけれども、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについての取り扱いについて、いかがいたしましょうか。

大森委員。

○大森委員 北朝鮮問題というのは、先ほど委員長が言いよったように、国で取り組むべき要件が非常に多いような気がします。ただ、マスコミとか、幸福実現党が言うことによつて、市民の不安をかき立てるといふか、その1つの道具に使われちゃいけないと思うんよね。三次市の議会として、例えば仮に、「ミサイルが飛んでくるかもわからんよ、皆さん、週に1回は訓練しましょう」。戦時中の防空訓練じゃないんじゃけえ、そら、アメリカの飛行機がぼんぼんぼんぼん飛んできて、爆弾が落ちてくるのを見りゃ、それは何らかの手を打たないけん。だけど、市議会として、確かに一時期、緊張の状態にあつたにせよ、そういう決議をして、市民を不安に陥れるといふのはいかなものかと思うんですね。やはりここは、議会そのものが慎重に、冷静に物事を見て、こういうものは判断しなきゃいけないなと思うております。

例えば今回でも、大阪の震災の後にデマが流れたね。どこそこが壊れそうな、亀裂が入ったじゃ、どうのこうの、行って調べたら何でもない、単なるデマ。戦後でもあつたじゃないですか。第三国人が攻めてくるといふて、何のことかわからんけど、そういうデマがひとり歩きをしてしまった。それによつて虐殺も起きた。やっぱりそういう経験を日本の国といふのはしてきとるわけじゃけえ、今、北朝鮮のミサイル問題といふのは、緊張感を持っていかなきゃいけないと思うんですよ。100%何もないとは言いません。あるかもしれんけども、だけど、先走つて、三次の議会がそういう決議をするべきでないと思います。

したがって、これは継続、どっちでもいいけど、私は却下するべきだと思います。

○杉原委員長 ほかに御意見ございますか。今、大森委員のほうからは不採択と、議決してはどうかといふ話になったんですけれども、ほかに。

澤井委員。

○澤井委員 私も陳情第2号、北朝鮮のミサイルに備えての避難訓練、これに特化、限定することはないと思うんですよ。これ以外にも災害とかいろいろあるので、そのことは各自治体でもいろいろな、自主防災とか、そういう何かと連携しながら、いろいろ行政もやってくれておると思うので、あえてこのことだけに特化しての、そういった題名をつけて賛同といふのはちょっとどうかなと思います。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 私も、結論的には却下でいいかなと思います。本当、北朝鮮という、名指しにしてあるわけで、やっぱり今、北朝鮮も少しずつ態度を軟化しておりますし、今は本当に全世界がやっぱり核のない世界に、平和のためにという努力をしているときなので、こういうふうな挑発的なものをまた私たちが採択するというのは、市の議会議員としてもちょっといかなものかなと、それよりも平和のためにやっぱり力を注ぐべきだと思いますので、これはあえて却下したいと思います。

○杉原委員長 今のところ、3名の方から不採択にしてはどうかというお話ですけど、ほかの、違う意見の方、いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 いらっしゃらないようですので、継続ということをもうやめて、この案件につきまして、採択、不採択の決をとりたいと思います。

ただいま、意見の中では、不採択という意見が出ておりますけれども、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、陳情第2号、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情については不採択と決させていただきました。

次長、またこの提出者には、議会が終わった後、連絡をしてください。

○議会事務局 はい。

○杉原委員長 続きまして、陳情第4号、皆さん、タブレットに入っとりますけえ、開きながら見てください。陳情第4号、三次運動公園運動広場の人工芝化についてということで、こちらも、これまでの審査の経過を御報告させていただきます。

平成29年9月定例会で総務常任委員会に審査付託となった案件でございます。このときも、提出者の方と執行部とともに呼びまして、説明を聞かせていただきました。当時、観光スポーツ課においては、こういったことを具体的にする予定や取組の計画はないと、運動公園の土のグラウンドのところですけれども、ほかの利用団体も、ほとんどがサッカー競技が利用しとるとはいえ、ほかにも利用団体がある中で、サッカー協会の言うことだけを聞いて、通してしまつては、議会として溝をつくるようなことにはなりはしないかということで、体育協会に聞いてみますと、ほかの利用団体や体育協会も知らない中で、サッカー協会の方だけがこれを提出されておる状況だということがわかりました。この提出者の名前におきまして、実はサッカー協会の会長さんではなかったと、副会長さんの名前でおきまして、サッカー協会の中でも合意が図られてなかったという状況であったこと、そして、体育協会全体で、あっこを使つておる人らの総意として、ぜひとも出していただきたいという旨も、提出者の方に御説明をさせていただいた状況でございます。ずっと全会一致でこちらの案件のほうは継続審査となってきました。

その後、そういうふうに体育協会でもとめてくださいということで、こっちから投げかけさせていただいた結果、体育協会さんのほうの関係競技団体を集めて、2月26日に会議を行われて、人工

芝じゃなくて天然芝だったら、おおむね了解が得られたようであったんですけども、一部団体から反対の声も上がって、サッカー協会としては引き続き人工芝化を要望したいんですけども、体育協会としては、全体をまとめるということはもう難しいというふうに認識をされました。4月のサッカー協会の総会でこの案件が図られて、初めてサッカー協会全体で、ほかの競技団体で合意が得られるように、体育協会などへ働きかけをしていくという確認がこの4月にされたところがございます。5月中旬、下旬に、体育協会の会長や事務局長、サッカー協会事務局に新田次長が、会長が伺ったんですかね。それぞれ話が進んでいない模様であるということで、サッカー協会も今のまま、体育協会はちょっと一歩引かれているというような状況の中で、また3者で協議していきたいというふうに体育協会の会長はおっしゃられているということで、今、さっき言うたように、提出者のほうがサッカー協会の代表の名前ではないということで、5月下旬に陳情を会長名で再度提出しようということで、体育協会の方と一緒に小田議長に面談したわけですけども、内容自体は今継続案件になっているものと変更がないということで、会長名を正規の会長名にかえた陳情は小田議長が受け取らなかった、受理しなかったということで、サッカー協会、体育協会とも、再度、利用団体全部に同意を得られるように、もう一回頑張ってみるという状況で今を迎えております。市長にも要望の話はされているようなんですけども、執行部としては議会の対応を見守っている、見ているというような情報も入っております。

利用状況なんかも資料として添付させていただきたくらんですけども、サッカー以外にソフトボールとか少年野球とかグラウンドゴルフ、合宿とか前日の準備とか、陸上とか野球のアップとかに使われとるらしいんですけど、特にソフトボール等で、マウンドとか塁の周りを人工芝にさせていただくと、滑り込みとかがあんまりできんようになって困るということで、全面人工芝というのはこらえてほしいというところがまだまとまっておらんという状況なんですけれども、いかがでございましょうか。

私としても、やっぱり使われとる体育協会の皆さんで合意が図られて、議会が議決するという形が望ましいかなということは思ってる状況でございますけれども。御意見を。

澤井委員。

○澤井委員 サッカー協会の方が出されておる趣旨というのは、それについては理解はできるんですが、ただ、今すぐ、これまでの経緯を、先ほど委員長のほうからお話いただきましたように、やっぱりここを利用される各関係団体が結構おられるので、そこらあたりもやはり意見をまず聞いた中で、私は判断すべきではないかというふうに思うので、もう少し継続にしておいて、様子を見て、その中で最終的にまた結論を出すというのがいいのではなかろうかというふうに思います。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 基本的には体育協会の中で調整をしてくれにゃいけん問題でしょう。それを議会へ向いて、まんじゅうでも石でも投げられても困るわけで、基本的には体育協会が調整をしてくれにゃいけん。いや、うちはもうしませんよということになりゃ、それは体育協会が解散するか、何か考えは変えてもらわなしょうがない。一部の者の体育協会じゃないんじゃけえ。サッカーしよる人も、ソフトをしよる人も、野球しよる人も、みんな同等の権利がある。三次には酒屋もあり、きん

さいスタジアムもあり、野球関係とかソフトボール関係というのはある程度、これ、ソフトボールをされとる方から聞いたんですけど、日程の調整とか場所の調整なんかというのは、お互いに10歩ずつ下がりゃあ、うまく調整できる問題だと言うんですね。じゃけえ、そら、酒屋を使ったり、きんさいスタジアムを使うたり、またはどっかの学校のグラウンドという考え方もあったり。じゃ、サッカーだけのためにあそこを芝生にするのかというたら、ここはここのサッカー協会のほうが10歩引いてくれて、いや、そうじゃないよと、ソフトボールだろうが、何だろうか、一緒にやりましょうと、日程の調整だけですからというふうな方向へ持っていってくれるのが一番いいわけで、やれ、うちも、うちもでやってもろうたら、それ、議会も困るけえね。じゃけえ、それは、基本的には、私自身は、サッカーに関する施設、いわゆる芝のある施設というのはないわけですから、ないよね。

○杉原委員長 運動公園の陸上競技場が。

○大森委員 それにしても、サッカー場というのはないわけで、じゃけえ、それは、サッカーをされとる保護者の方の言い分もわかるし、子供たちの悩みもわかる。できることなら、気持ちよく目いっぱい使わせてやりたいというのがあるけど、じゃが、今ある施設を何とかしようという話ですから、それは体育協会なり、内部の調整役にしっかりしてもらいたいという、だから、そういう意味においては継続になるかもしれません。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 体育協会においても、理事会に協議事項として上げられてないんですよ、今のところ。だから、個別に会長と事務局長さんとが対応されとるという状況ですから、正式な協議事項に、全く理事会に上がってないんだから、もう一歩も二歩も手前の話で。

○大森委員 ちょっといいですか。体育協会の事務局長をされとる方と話をしたんですけど、それ、会議出しゃあすぐですから、年度明けでも出せますからと言うてた。

○山村委員 それから協議が始まるわけで、そのの上にも乗ってないということは、体育協会としても全然、今、進捗過程にあるという話でもないし、これはまたもとへ戻っていただいたほうが。

○杉原委員長 継続ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 誰か次呼びますか。まず体育協会でもらってから、話をしてもろうてから。ほいじゃ、ちょっと相変わらず、返しますわ、継続で。陳情第4号、三次市運動公園運動広場の人工芝化については継続ということで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと、あるけどやむを得ないということで、継続とさせていただきます。

続いて陳情第5-1号、河内地域の生活環境等の改善を求めることについて、こちらのほうに関して、審査の経過を報告させていただきます。

こちらは、平成29年12月定例会で総務常任委員会に審査付託となりました。5-2号、5-3号も教育民生と産業建設にそれぞれ付託された案件でございますけれども、こちらも、提出された河内自治連の堂前会長、山田事務局長と、それから執行部に出席を求めて審査を行いました。執

行部としては、この要望は、河内のまちづくり連合会は何年も三次市へ提出しとるんじゃということだったんですけども、要望内容を知らないで、これまで要望があったことを引き継がれておらんというような中で、これ、どうなっとるんやということで、この要望の取り扱い、要望書を市がどういうふうに取り扱えるんやというようなところで、内容もわからんということで、そのときは全会一致で継続審査となったわけですけども、その後、この案件について、現地の調査を危機管理課と自治連の山田事務局長と現地へ行って行いました。その結果、1番、大雨のときに小文町堤防の内側の住宅、農道等が水没するので、内水場の排水ポンプを設置し、適切に排水できるよう対応することということだったんですけども、田んぼが浸水する可能性がある箇所だと、住居については仮設ポンプを設置するかどうかの程度で、住居に浸水はしないものと判断して、山田事務局長も、排水ポンプを設置するほどではないというふうになんて言われたそうです。

続いて、(2)番、昨年度、河内地区内の西城川に広島県において水位計を2カ所設置していただいたが、引き続き神之瀬川にも水位計を設置していただくよう、広島県へ進言していただきたい。また、現行の水位計では避難準備の目安が不明のため、避難準備等に係る水位観測表示を拡充してもらいたいということで、これ、別の資料で、河内地区の写真やら地図をつけておりますけれども、こちらのほう、神之瀬橋のところへ、横路橋と穴笠橋には水位計を県につけてもろうたんですけど、神之瀬橋にもつけてほしいということで、河川管理者の広島県へ、今、行政として要望をさせていただいておるところでございます。

(3)番、西河内町、山崎忠徳氏宅下から子ども広場までの西城川河川敷を消防道として使用できるように、碎石等を入れて改修してもらいたいということだったんですけども、現地へ行って確認すると、既に現地はコンクリートで舗装されておると、消防道として今後必要なのかどうかというようなことで、地図の一番最後の位置ですけども、というような状況でございます。

(4)大雨のとき、神之瀬川の高暮ダム放流量はどれぐらいか、ウェブサイトで告知することということは、市の業務ではないため、中国電力へこういう要請があるということは伝えとるという状況でございます。

というふうに市が今対応をとるとるという状況なんですけれども、こちらの陳情5-1号について、いかが取り計らいますか。市として対応できる場所は、広島県へ言ったり、中国電力へ言ったり、既にでき上がるとるようなものもあるということなんですけれども。

大森委員。

○大森委員 この委員会に対して、何々を設置すること、何々の環境改善をすること、何々についてどうすることというふうに、要望なのか、指示なのか、命令なのか、果たして委員会というのはそんなもんかなと思いつつ、今、聞きよったんです。例えば、陳情とかいうのは、普通のパターンだったら、こうこうこうで、河内地区の土手の内側の内水で困るとると、議会としては、その現状を見ていただいて、何とか力添えをお願いできんかというのが普通のパターンだと思うんです。市長に対して要望するんだしたら、わし、これでもええと思う。じゃけえ、わしは、これは教育民生でもそうだったんだけど、取り扱いが非常に難しい。指示、命令をいただいてまで、議会の委員会がそれに対応するべきことかとか、それこそ、内容によっちゃ、執行部がもう旗つけたものもあ

るんでしょう。そこら辺のところをまず最初に議論するべきだとわしは思うんですが、いかがでしょうか。

○杉原委員長 いや、そのとおりでございまして、前総務常任委員会においても提案をさせていただきまして、議長のほうには、こういった要望のような類いは受けないようにしていただきましたね。

○議会事務局 取り扱い要領を定めて。

○杉原委員長 ということで、今後、これはもう受けておるものなので、付託しなければいけなかったということで、当時、総務、教民、産建へ付託されましたけれども、現在、取り扱い規定を、これをもって整備いたしまして、前委員会の時代に、今後、こういった類いのものは、受け取る、受け取らないは、その場でしっかり議長、副議長に審査していただくようにしました。

○大森委員 わかりました。その上に立って、じゃ、ここの、今の受けとる分についてはどうするかということですけども、執行部というか、行政的にできとるものについてはもう完了やね。もう議論も何もあれへん。行ってみたら、コンクリでええがにしていたという話ですから。ほんで、あとは、執行部に対して、こういう要望が出とるよという程度の、いわゆる進言にとどめるべきだと思います。よく言われるように、議会というのは執行権はないんですから。議決権はあっても、執行権はない。その原則にのっとった場合には、「あれしなさい」「これしなさい」「へえへえ」と言うのじゃなしに、そりゃ、市のほうへ、当局へ、こういう要望が河内から出とりますよと、恐らくは言っとるんでしょうけど、その程度だと思いますよ。

○議会事務局 それをどういう扱いに持っていくか。

○杉原委員長 採択という形になるか。じゃけえ、本当、市がやることじゃないのが（４）（２）。（３）はもうでき上がるとと。（１）は地元の事務局長が、排水ポンプを設置するほどでもないという、これを出した後で、ちゃんと精査せずに、向こう、どうだったんですか、伊藤委員、地元議員。もうできとったりしたわけですよ。

○伊藤委員 私もちよつと絡んどったんですが、陳情として上がってくるとは思ってなかったんですよ、私も。「何でこんな上げるんや」と、後で言ったんですが、ましてや地区の事務局長は元市の職員ですから、もうちょつと勉強してほしかったなというのは言っとるんですが、会長が、もうぱぱぱと行ってしもうたという経緯がちょつとあったんですが。

○杉原委員長 趣旨採択みたいなの、あるんですかいね。各自治連から出てくるこういう要望を丁寧に扱ってあげてくださいみたいな、そんなのはないんですか。

○議会事務局 趣旨採択というのは、あるにはありますけども、基本的には曖昧なものなので、県内、安芸高田市は採用されておりますが、他は運用されていないのが現状です。

○杉原委員長 不採択というのも冷たい感じでしょう。

○大森委員 冷たいが、やりようがない。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 あると思うんですけど、現実、今、経過なんか聞いてみれば、かなりもうできとるし、行政としてすべきことはしてあると思うんですけど、その上がってきたものをどうするかとい

うことになれば、現実、もうそういう経過があるということになれば、不採択にせざるを得んと思うんです。

○杉原委員長 不採択にね。

○澤井委員 いまさらこれを、うちが受けて、じゃ、行政へ執行をお願いして要望しますということにもならんし。

○杉原委員長 今、もう全部対応していただいたんですから、危機管理課に。

○大森委員 じゃけえ、全部対応していただいたことにより不採択。

○杉原委員長 ただ単に「不採択となりました」と言うだけでしょう。理由はつけんですわね。

○議会事務局 つけませんけど、委員長報告なりで。

○杉原委員長 そういうふうに言うて、もう既に行政において対応されている件であるため、この間に、行政において対応がされておるので。よろしいですか、今言うた理由で、この間、継続の間に行政の対応も終えて。

伊藤委員。

○伊藤委員 どっちになってもいいんですが、私は、地元のことなんですが、1番の道路が水没するだけの問題じゃないんです。ずっと増えていったら、家の浸水まで絡んでくるんですよ。だから、そういうことを言うておられるんですよ。

○杉原委員長 事務局長が、でも、ポンプを設置するほどでないと言うて。

○伊藤委員 事務局長は東河内の方で、あっこに本当に住んどった人じゃないので、よく理解しとってない。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 それは、自治連から上がってきたことじゃけえ、個々にはどうかわからんけど、自治連としての文言だから。

○大森委員 事務局長がようわからん人じゃというような議論にならんよ。

○伊藤委員 じゃけえ、そこだけちょっと理解しとってほしいということで、文書はこれでできとるので、じゃけえ、もう扱わないので、僕はええんじゃないかなというのは。産建のときもあつたんですよ。継続にはしてもろうとるんですが、僕が行政のところへ行つて、個別に対応して、解決しとる分もあるんですよ。僕は、こういう意見があつたので、河内地区16カ所の地域懇談会へ全部出て、全部聞いて、個別に対応できるものは本人さんの話も聞いて、対応できるものは全部伝えて、後にこれが出てきて、僕は、まちづくりのほうには、こういう問題でこうなつとると、これはこうなつとると、こうなつとると、解決するように行政に話してあるということは伝えとったにもかかわらず、事務局の人がだ一っと一覧に書いて出してくるけえ、出し方を勉強してもらわないけんというのがあるんですが。

○杉原委員長 ということで、もう一回、どうしても納得ができんところは絞つて、地元の合意のもとで、どうしてもまだ実現できとらんというようなことは、改めて出していただくように、自治連の中でリードして行ってくださいということで、一旦、先ほど言ったように、対応はそれぞれ、できるところはやっていただいたということで、陳情5-1号に関して、不採択という意見が多い

んですけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、この陳情第5-1号に関しましては、不採択と決させていただきました。

そうしまして、これは意見なんかつけるんですか、陳情というのは。

○議会事務局 今の委員長報告に。

○杉原委員長 委員長報告に、じゃけえ、今言うていただいた、5-1号に関しては、対応もやってきたというところをつけて、不採択となったということで。北朝鮮のミサイルに関しては、何も言わず不採択ということ。陳情第5-1号だけ、先ほどのような理由を言うてしたいと思えますけど、ほかに何かつきたい意見等、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 では、こちらの報告につきましては、先ほどと同様、正副委員長に御一任ください。よろしく願いをいたします。

それでは、本日の総務常任委員会はこれにて閉会いたします。お疲れさまでございました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月21日

総務常任委員会

委員長 杉原利明